

千葉県告示第100号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第15条第1項の規定により指定医療機関の指定を次のとおり更新したので、同法第24条の規定により告示します。

令和5年2月10日

千葉市長 神谷俊一

【病院・診療所】

名称	所在地	指定期間
医療法人社団 土 気腎クリニック	千葉県緑区あすみが丘5-46-8	令和5年8月1日から 令和11年7月31日まで
医療法人社団 青稜会 そが皮膚科	千葉県中央区南町2-16-3 海気館蘇我駅前ビル1階	令和5年10月1日から 令和11年9月30日まで
医療法人社団 水野胃腸 科・内科	千葉県中央区今井2-2-10	令和5年10月1日から 令和11年9月30日まで
医療法人社団 マザー・キ ーなのはなクリニック	千葉県中央区亥鼻2-2-3	令和5年10月1日から 令和11年9月30日まで

【薬局】

名称	所在地	指定期間
薬局くすりの福太郎 椿森店	千葉県中央区椿森4-3-3 エクセル8 101号室	令和5年5月1日から 令和11年4月30日まで